

守口市公開型 GIS 導入・運用事業公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

本事業は、GIS クラウドサービスを利用し、本市が保有する都市整備等に係る各種地図情報や行政情報を、インターネット上に公開し、市民、事業者等が情報を得やすい環境を構築することで、市民サービスの向上、併せて、業務の効率化、高度化を図ることを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 守口市公開型 GIS 導入・運用事業
- (2) 事業内容 別紙「守口市公開型 GIS 導入・運用事業企画提案仕様書」のとおりとするが、企画提案書の内容を踏まえ、協議の上決定することとする。
※システムについては、原則、各事業者が所持するパッケージソフトの導入を前提とし、別途企画提案を受入れるものとする。
- (3) 契約期間 契約締結日～令和6年12月31日まで
- ①うち導入期間 契約締結日～令和2年1月5日
- ②うち運用期間 令和2年1月6日～令和6年12月31日
- (4) 上限額 27,272,000 円(消費税及び地方消費税を含まない。)
※上限額は契約時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本事業の企画提案書提出時において、本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用申請をした者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 公開型 GIS 導入・運用事業について、平成21年度以降(平成21～30年度)に地方公共団体における2件以上の同種・同規模程度(1件10,000,000円以上)の完了実績があること。
- (9) 以下の認証のいずれかを取得していること。
 - ① 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001)
 - ② プライバシーマーク(JIS Q 15001)

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒570-8666 守口市 都市整備部 都市計画課 総務担当

住所 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

電話 06-6992-1679(直通)

FAX 06-6992-1303

メールアドレス Mori_toshikei@city-moriguchi-osaka.jp

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間: 令和元年5月16日～令和元年6月17日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで)
- イ 配布場所及び受付場所
上記(1)の担当部署で配布するほか、守口市ホームページからダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限: 令和元年6月17日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで)
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所: (1)に同じ。
- ウ 提出方法: 以下を、持参して提出すること。
 - ア 紙媒体 正本・・・1部
副本・・・10部
 - イ 電子データ(「ア 紙媒体 正本」をスキャンしたものを格納した CD-R または DVD-R 1部)
※電子データのファイル名は、6(1)の提出書類名と同じにすること。

5 質疑・回答

- (1) 受付期間: 公募開始日～令和元年5月28日17時必着
- (2) 質疑方法: 電子メール(受信確認の電話を行うこと。)により、4(1)に提出すること。
- (3) 質疑様式等: 様式は、「質問表」(様式第7号)のとおりとする。なお、次の点に留意して記載すること。
 - ア メール件名は「守口市公開型 GIS 導入・運用事業公募型プロポーザルに係る質問(提案事業者名)」とすること。
 - イ メール本文には質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- (4) 回答日時: 随時(「様式第7号 質問表」を受取後、回答が出来次第、速やかに守口市ホームページに掲載を行う。)
- (5) 回答方法: 質問への回答は守口市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

別紙1「応募書類等一覧」に掲げる書類

(2) 企画提案書の作成方法

別紙2「企画提案書作成要領」のとおり。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

(2) 1次審査

ア 概要

提案事業者が参加表明書及び企画提案書類等の提出を行った後、1次審査を行う。

「3 参加資格要件」を全て満たした提案事業者のみを対象に、企画提案書類等を元に審査を行い、「別紙3 評価基準」に基づき「体制・機能評価点」、「価格評価点」の合計点の上位3者までを1次審査の合格者とする。

ただし、1次審査の合計点が36点未満(1次審査の満点は60点)の場合、または提案価格が「2(4) 提案上限額」を超えている場合は、ただちに不合格とする。

なお、採点の結果、同得点であるものが2人以上ある場合は、提案価格の低い提案事業者から順に上位とする。

イ 結果の通知

令和元年6月20日頃に1次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 概要

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを令和元年6月28日(予定)に実施する。時間、場所については、別途通知する。

イ 留意事項

①管理技術者となるものは、必ずプレゼンテーション及びデモンストレーションに全て同席するものとする。

②プレゼンテーション及びデモンストレーションについては、公平性を確保するため非公開とする。

※プレゼンテーション及びデモンストレーションのその他の詳細については、1次審査合格者に対して別途通知を行う

(4) 2次審査

ア 概要

2次審査は、プレゼンテーション及びデモンストレーションを基に提案評価点を算出し、1次審査の合計点に加算したうえで総合評価点を算出する(「別紙3 評価基準」参照)。

総合評価点が最も高い者を候補者、2番目に高い者を次点候補者とする。

なお、最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を候補者として選定する。

なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で「様式第5号 提案価格書」を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を候補者として選定する。

イ 結果の通知

令和元年7月1日(予定)に2次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において守口市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者名
- (2) 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額
- (3) 委員の氏名等

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、毎年度の完了払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。